

平成 30 年 4 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 ジェーソン
代表者名 代表取締役社長兼会長 太田 万三彦
(J A S D A Q ・ コード 3 0 8 0)
問合せ先 取締役企画本部長
兼経営企画室長 山田 仁夫
電話番号 0 4 - 7 1 9 3 - 0 9 1 1

監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行する方針を決定し、これに伴い、平成 30 年 5 月 29 日開催予定の第 33 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社へ移行した後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む）に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監査・監督機能の強化とコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るものであります。

(2) 移行の時期

平成 30 年 5 月 29 日開催予定の当社第 33 期定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認をいただくことを条件として、同日付で、監査等委員会設置会社へ移行する予定であります。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

- ①監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会及び監査役に関する規定の削除等を行うものであります。
- ②会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる取締役の範囲が拡大されたことに伴い、業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約の締結を可能にし、今後も継続的に取締役として有用な人材の招聘を行い、その期待される役割を十分に発揮することができるよう現行定款を変更するものであります。なお、当該変更につ

いては、各監査役の同意を得ております。

- ③取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会の招集通知の発送期間を短縮することが可能となるよう、変更案第 25 条（取締役会の招集通知）を新設するものであります。
- ④上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更、字句の修正、不要となった規定の削除、明確化のための文言の調整その他所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 30 年 5 月 29 日（予定）

定款変更の効力発生日 平成 30 年 5 月 29 日（予定）

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条 (条文省略)	第 1 条 (現行どおり)
<p>(目的)</p> 第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 <ol style="list-style-type: none">1. (条文省略)2. 商標及び商品販売に関する調査、企画、指導業務3. 物流システムの開発、設計及び施行4. 各種水産物、畜産物、食料品、菓子、健康食品、健康器具、衣料品、装身具、履物、室内装飾品、家庭用電気製品、ガス器具、日用雑貨品の販売及び売買斡旋5. 米穀、塩、酒類、たばこ、古物、銃砲刀剣類の販売及び売買斡旋6. 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具、各種薬品、石油製品、高圧ガスの器具の販売及び売買斡旋7. 各種楽器、音響製品、スポーツ、キャンプ等レジャー用品、玩具、鳥獣魚介、ペット用品、園芸用品の販売及び売買斡旋8. 事務用品及び包装用品の製造、販売及び売買斡旋9. 各種時計、眼鏡、宝石、貴金属、アクセサリ、小間物雑貨、美術工芸品、石材製品、コンピューター等の精密機器並びに周辺機器の製造、販売及び売買斡旋10. 貨物自動車、乗用自動車、軽自動車、自動二輪車、自転車、耕運機等運搬具の販売及び売買斡旋並びに賃貸11. <u>家庭用電化製品、木材・レンガ等の建築資材、システムキッチントイレ・洗面台等の住宅設備機器、店舗用什器備品類の製造加工、販売及び売買斡旋</u>12. 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理に関する業務13. 喫茶店、飲食店、レストラン、ホテル及び診療所、薬局の経営14. (条文省略)15. (条文省略)16. 観劇、旅行、コンサートスポーツ等の切符販売、民間医療機関の受診手続及びホテル等の予約代行に関する業務17. 不用品の交換、冠婚葬祭行事の請負及び斡旋、<u>自動車の検査業務</u>18. (条文省略)19. 写真業、有線放送業、印刷及び各種出版業に関する業務20. クレジットカード業、金融業、債務保証業21. 販売促進用スタンプの発行及び販売、<u>家庭用電化製品のリース業</u>	<p>(目的)</p> 第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 <ol style="list-style-type: none">1. (現行どおり)2. 商標<u>および</u>商品販売に関する調査、企画、指導業務3. 物流システムの開発、設計<u>および</u>施行4. 各種水産物、畜産物、食料品、菓子、健康食品、健康器具、衣料品、装身具、履物、室内装飾品、家庭用電気製品、ガス器具、日用雑貨品の販売<u>および</u>売買斡旋5. 米穀、塩、酒類、たばこ、古物、銃砲刀剣類の販売<u>および</u>売買斡旋6. 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具、各種薬品、石油製品、高圧ガスの器具の販売<u>および</u>売買斡旋7. 各種楽器、音響製品、スポーツ、キャンプ等レジャー用品、玩具、鳥獣魚介、ペット用品、園芸用品の販売<u>および</u>売買斡旋8. 事務用品<u>および</u>包装用品の製造、販売<u>および</u>売買斡旋9. 各種時計、眼鏡、宝石、貴金属、アクセサリ、小間物雑貨、美術工芸品、石材製品、コンピューター等の精密機器<u>ならびに</u>周辺機器の製造、販売<u>および</u>売買斡旋10. 貨物自動車、乗用自動車、軽自動車、自動二輪車、自転車、耕運機等運搬具の販売<u>および</u>売買斡旋<u>ならびに</u>賃貸、検査業務11. 木材・レンガ等の建築資材、システムキッチン、トイレ・洗面台等の住宅設備機器、店舗用什器備品類の製造加工、販売<u>および</u>売買斡旋12. 不動産の売買、賃貸、仲介<u>および</u>管理に関する業務13. 喫茶店、飲食店、レストラン、ホテル<u>および</u>診療所の経営14. (現行どおり)15. (現行どおり)16. 観劇、旅行、コンサート、スポーツ等の切符販売、民間医療機関の受診手続<u>および</u>ホテル等の予約代行に関する業務17. 不用品の交換、冠婚葬祭行事の請負<u>および</u>斡旋18. (現行どおり)19. 写真業、有線放送業、印刷<u>および</u>各種出版業に関する業務20. クレジットカード業、金融業、<u>リース業</u>、債務保証業21. 販売促進用スタンプの発行<u>および</u>販売

<p>22. <u>自動車運送取扱業</u>、建物、駐車場の警備保障業務及び斡旋</p> <p>23. 生命保険の募集に関する業務及び損害保険代理業</p> <p>24. (条文省略)</p> <p>25. 青少年及び中高年者の就職に関する調査及び有料職業紹介業</p> <p>26. <u>1号から11号までに掲げる物の輸出入に関する業務</u></p> <p>27. <u>全酒類小売業</u></p> <p>28. (条文省略)</p>	<p>22. 建物、駐車場の警備保障業務および斡旋</p> <p>23. 生命保険の募集に関する業務および損害保険代理業</p> <p>24. (現行どおり)</p> <p>25. 青少年および中高年者の就職に関する調査および有料職業紹介業</p> <p>26. <u>4号から11号までに掲げる物の輸出入に関する業務および卸売業</u></p> <p>27. <u>倉庫業、運送業、運送取扱業およびその仲介業ならびに物流センターの管理・運営および物流情報の収集処理業務</u></p> <p>28. (現行どおり)</p>
<p>第3条 (条文省略)</p>	<p>第3条 (現行どおり)</p>
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査役</u></p> <p>3. <u>監査役会</u></p> <p>4. 会計監査人</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査等委員会</u></p> <p>3. 会計監査人</p>
<p>第5条から第19条 (条文省略)</p>	<p>第5条から第19条 (現行どおり)</p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p>
<p>(員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(員数)</p> <p>第20条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は10名以内とする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は、6名以内とし、うち過半数は社外取締役とする。</u></p>
<p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会の決議により選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>4. (条文省略)</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別し、株主総会の決議により選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>4. (現行どおり)</p>
<p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(任期)</p> <p>第22条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>4. <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該予選後、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

第23条 (条文省略)	第23条 (現行どおり)
第24条 (代表取締役および役付取締役) 取締役会は、その決議をもって取締役の中から代表取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、各若干名を選定することができる。	第24条 (代表取締役および役付取締役) 取締役会は、その決議をもって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から、代表取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、各若干名を選定することができる。
(新設)	第25条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
第25条 (取締役会の決議方法) (条文省略) 2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。	第26条 (取締役会の決議方法) (現行どおり) 2. 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
(新設)	第27条 (取締役への重要な業務執行の決定の委任) 当社は、会社法399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
第26条 (取締役会の議事録) 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令が定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。	第28条 (取締役会の議事録) 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令が定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。
第27条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。	第29条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
第28条 (取締役の責任免除) (条文省略) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	第30条 (取締役の責任免除) (現行どおり) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
第5章 監査役および監査役会	第5章 監査等委員会
(新設)	第31条 (監査等委員会の招集通知) 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

	2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
(新設)	(監査等委員会規程) 第32条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
(員数) 第29条 <u>当社の監査役は4名以内とする。</u>	(削除)
(選任および解任方法) 第30条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	(削除)
(任期) 第31条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	(削除)
(常勤の監査役) 第32条 <u>監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定する。</u>	(削除)
(監査役会の決議方法) 第33条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	(削除)
(監査役会規程) 第34条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	(削除)
(報酬等) 第35条 <u>監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</u>	(削除)
(監査役会の議事録) 第36条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令が定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u>	(削除)
(監査役の責任免除) 第37条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる。</u> 2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u>	(削除)
第6章 計算	第6章 計算
(事業年度) 第38条 <u>当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。</u>	(事業年度) 第33条 <u>当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。</u>
(剰余金の配当)	(剰余金の配当)

<p><u>第39条</u> 剰余金の配当は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</p>	<p><u>第34条</u> 剰余金の配当は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</p>
<p>(中間配当) <u>第40条</u> 当社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>	<p>(中間配当) <u>第35条</u> 当社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>
<p>(配当金の除斥期間等) <u>第41条</u> 剰余金の配当および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。 2. 前項の未払配当金には、利息をつけない。</p>	<p>(配当金の除斥期間等) <u>第36条</u> 剰余金の配当および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。 2. 前項の未払配当金には、利息をつけない。</p>
<p>(改定) <u>第42条</u> この規程の改定は総務人事部長が起案し、関係部署と協議の上、株主総会にて決定する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(付則) この規程は、平成13年10月1日から施行する。 平成15年5月27日一部改定 平成21年5月28日一部改定 平成24年5月29日一部改定</p>	<p>(付則) <u>(監査役の実任免除に関する経過措置)</u> <u>第1条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役であった者の責任を法令の限度において免除することができる。 この規程は、平成13年10月1日から施行する。 平成15年5月27日一部改定 平成21年5月28日一部改定 平成24年5月29日一部改定 平成30年5月29日一部改定</p>